

令和7年度

監査報告書Ⅲ

(定期監査・後期)

飯田市監査委員

7 飯監第 3209 号
令和 8 年 2 月 9 日

飯田市長	佐藤 健 様
飯田市議会議長	竹村 圭史 様
飯田市教育長	熊谷 邦千加 様
飯田市農業委員会会長	高田 清人 様
飯田市選挙管理委員会委員長	林 昇 様

飯田市監査委員 戸崎 博
飯田市監査委員 吉田 賢二
飯田市監査委員 清水 勇

監査結果の報告について

飯田市監査基準並びに地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により実施した令和 7 年度定期監査の結果を、同条第 9 項の規定により報告します。

なお、同条第 14 項の規定により、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知してください。

目 次

第1	監査の種類	1
第2	監査の対象及び期日	1
1	予備監査（現金及び物品等検査）	1
2	面接監査（監査日順）	1
3	書類監査	2
第3	監査の着眼点	2
第4	監査の主な実施内容	2
第5	監査の期間	3
第6	監査の結果	3
	監査結果の区分	3
	監査結果件数	3
	指摘事項	4
	指導事項	4
	検討要望事項	5
第7	監査結果に基づき講じた措置の報告	7
1	過去の監査結果について、措置を完了したと認めるもの	7
2	過去の監査結果について、措置の継続を求めるもの	19
3	令和7年度 監査報告書Ⅲ（定期監査・後期）	22

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査

第2 監査の対象及び期日

1 予備監査（現金及び物品等検査）

(1) 福祉部

監査期日	監査対象	実施場所
10月10日	福祉課、上村福祉企業センター	現地
10月20日	鼎福祉企業センター、西部デイサービスセンター、特別養護老人ホーム飯田荘、特別養護老人ホーム第二飯田荘	現地
10月21日	長寿支援課、北部デイサービスセンター、かわじデイサービスセンター、ハートヒル川路	現地

(2) こども未来健康部

監査期日	監査対象	実施場所
10月10日	上村診療所、上村歯科診療所	現地
10月20日	こども課	現地
10月21日	保健課（本庁、保健センター）	現地
10月23日	保育家庭課、こども発達センターひまわり	現地

(3) 市立病院

監査期日	監査対象	実施場所
10月20日	市立病院事務局	現地
10月21日	高松診療所、介護老人保健施設	現地

(4) 教育委員会

監査期日	監査対象	実施場所
10月14日	追手町小学校、浜井場小学校、座光寺小学校、松尾小学校、下久堅小学校	現地
10月15日	上村小学校、和田小学校	現地
10月16日	龍江小学校、飯田東中学校、飯田西中学校、緑ヶ丘中学校、竜峡共同調理場	現地
10月17日	遠山中学校、南信濃給食センター	現地

2 面接監査（監査日順）

監査期日	監査対象（特別会計は、所管部課等の監査対象に含む）	実施場所
10月24日	【教育委員会】緑ヶ丘中学校、松尾小学校、下久堅小学校、龍江小学校、竜峡共同調理場	監査室 現地
10月27日	【教育委員会】上村小学校、和田小学校、遠山中学校、南信濃給食センター	現地

監査期日	監査対象（特別会計は、所管部課等の監査対象を含む）	実施場所
10月28日	【教育委員会】飯田東中学校、飯田西中学校、座光寺小学校、浜井場小学校、追手町小学校	現地
10月30日	【教育委員会】教育政策課、学校教育課、教育センター、生涯学習・スポーツ課、国民スポーツ大会推進室、文化財保護活用課、公民館、文化会館、新文化会館整備室、中央図書館、美術博物館、歴史研究所	監査室
11月4日	【リニア推進部】リニア推進課、リニア整備課、リニア用地課 【建設部】建設総務課、地域計画課、土木課、維持管理課、国県関連事業課 【企画部】企画課、大学誘致連携推進室、デジタル推進課、広報ブランド推進課、秘書課 【市民協働環境部】市民課	監査室
11月5日	【産業経済部】産業振興課、農業課、林務課（財産区を含む）、商業観光課、ツーリズム振興室、遠山郷観光振興室、工業課 【農業委員会事務局】 【危機管理部】危機管理課	監査室
11月7日	【市民協働環境部】地域自治振興課、結いターン移住定住推進課、共生・協働推進課、環境課、ゼロカーボンシティ推進課 【市立病院】地域医療連携課、経営企画課、庶務課、医事課、高松診療所、介護老人保健施設	監査室
11月11日	【上下水道局】経営管理課、水道課、下水道課、下水浄化センター 【選挙管理委員会事務局】 【会計管理者】会計課 【監査委員事務局】 【議会事務局】 【こども未来健康部】こども課、保育家庭課、保健課	監査室
11月13日	【総務部】総務文書課、人事課、財政課、税務課、納税課 【福祉部】福祉課、長寿支援課	監査室

3 書類監査

監査対象
<p>【教育委員会】</p> <p>丸山小学校、上久堅小学校、千代小学校、千栄小学校、竜丘小学校、川路小学校、三穂小学校、山本小学校、伊賀良小学校、鼎小学校、上郷小学校</p> <p>竜東中学校、竜峡中学校、旭ヶ丘中学校、鼎中学校、高陵中学校</p> <p>丸山共同調理場、矢高共同調理場、上郷小学校給食室、高陵中学校給食室</p>

第3 監査の着眼点

地方自治法第199条第1項の規定による財務監査のみならず、事務事業の執行が経済性、効率性、有効性及び法令遵守等に則って適正に行われているかという、同条第2項の規定による行政監査の観点にも留意し実施した。

第4 監査の主な実施内容

財務に関する事務の執行等について、あらかじめ指定して提出を求めた予算の執行状況及び

その他関係資料に基づき、所管の長及び関係職員から説明を聴取した。
また、現金の取扱及び物品等の管理状況について予備監査を実施した。

第5 監査の期間

令和7年9月1日から令和8年2月9日まで

第6 監査の結果

予算の執行、現金の取扱い及び物品等の管理は、概ね適正に処理されていたことを認めたが、次のとおり改善又は改善の検討を要する事項があったので、内容を十分把握して、それぞれ必要な措置を講じられたい。

【監査結果の区分】

指摘事項	財務等に関する事務の執行について、是正又は改善を求めるもの
指導事項	是正又は改善を求める事項のうち、軽微なもの
検討要望事項	制度又は運用について改善の検討を求めるもの、複数の部署に対して統一的な指導を求めるもの

【監査結果件数】

部局等名	監査実施課等の数	令和7年度監査結果件数			過去の監査結果について措置の継続を求める件数		
		指摘事項	指導事項	検討要望事項	指摘事項	指導事項	検討要望事項
総務部	5	0	3	2	0	0	1
企画部	5	0	3	0	0	0	3
リニア推進部	3	1	0	1	0	0	0
市民協働環境部	6	0	1	0	0	1	8
福祉部	2	0	0	0	4	1	3
こども未来健康部	3	0	1	0	0	0	1
産業経済部	7	0	2	2	0	0	6
建設部	5	0	0	0	0	0	0
危機管理部	1	0	0	0	0	0	3
上下水道局	4	0	0	0	0	0	0
市立病院	6	0	1	1	0	0	0
会計管理者	1	0	0	0	0	0	0
教育委員会	12	0	1	3	2	4	4
議会事務局	1	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会事務局	1	0	0	0	0	0	0
農業委員会事務局	1	0	0	0	0	0	0
監査委員事務局	1	0	0	0	0	0	0
計	64	1	12	9	6	6	29

【指摘事項】

(1) リニア推進部

① リニア整備課

市ウェブサイトにて、「関係者限り」の表記があるリニア駅前広場整備に関する資料が掲載されていることを認めた。情報管理に万全を期すこと。

【指導事項】

(1) 総務部

① 総務文書課

地域交流センター使用料の歳入事務処理において、調定手続きの遅延を認めた。飯田市財務規則に則り適正な処理をすること。

② 人事課

過年度厚生年金保険料の歳入事務処理において、調定手続きの遅延を認めた。飯田市財務規則に則り適正な処理をすること。

③ 納税課

森林環境税還付清算金の歳入事務処理において、調定手続きの遅延を認めた。飯田市財務規則に則り適正な処理をすること。

(2) 企画部

① 大学誘致連携推進室

拠点施設の使用料の歳入事務処理において、調定手続きの遅延を認めた。飯田市財務規則に則り適正な処理をすること。

② 広報ブランド推進課

ア 企業版ふるさと納税の歳入事務処理において、調定手続きの遅延を認めた。飯田市財務規則に則り適正な処理をすること。

イ 会計年度職員の報酬及び共済費について、支出負担行為決議がなされていないことを認めた。支出負担行為決議漏れが発生しない仕組みを構築すること。

(3) 市民協働環境部

① 環境課

汚泥中継タンク設置場所の借地料について、年度当初に支出負担行為決議がなされていないことを認めた。支出負担行為決議漏れが発生しない仕組みを構築すること。

(4) こども未来健康部

① こども課

地域子育て支援費負担金の歳入事務処理において、調定手続きの遅延を認めた。飯田市財務規則に則り適正な処理をすること。

(5) 産業経済部

① 産業振興課

勤労者福祉センターの施設改修工事費について、支出負担行為決議がなされていないこ

とを認めた。支出負担行為決議漏れが発生しない仕組みを構築すること。

② 工業課

工業振興費寄附金の歳入事務処理において、調定手続きの遅延を認めた。飯田市財務規則に則り適正な処理をすること。

(6) 市立病院

① 高松診療所

高松診療所における医療費の現金取扱者について、法令等に則り現金取扱員の報告を行うこと。

(7) 教育委員会

① 教育政策課

奨学資金貸付金の歳入事務処理において、調定手続きの遅延を認めた。飯田市財務規則に則り適正な処理をすること。

【検討要望事項】

(1) 総務部

① 人事課

ア コンプライアンスについて正しい知識を身につけられるよう eラーニングシステムによるコンプライアンス研修を継続的に実施していることを認めた。職員の更なる受講率向上に努められたい。

イ 「第2次飯田市職員の仕事と生活の調和の推進に関する事業主行動計画」において、「職員一人あたりの月間平均の時間外勤務時間」について、「毎年月間平均 12 時間を上回らない時間数」を目標値としているが、継続して達成されていないことを認めた。ワーク・ライフ・バランス実現に向けて特段の対策を講じられたい。

(2) リニア推進部

① リニア用地課

地権者及び関係者との用地取得に伴う補償内容や補償額等の個別協議については、担当課のみならず担当部全体で協力し取り組みを進められたい。

(3) 産業経済部

① 産業振興課

大阪大学社会経済研究所と連携して進める行動経済学の知見を活かした実証事業について、目的とする域産域消費を促す取り組みに生かされるよう委託先との連携を深められたい。

② 林務課

熊出没に際しての緊急銃猟等を盛り込んだ対応マニュアルについて、県作成のマニュアルを基に早急に整備されたい。また、マニュアルに沿って訓練を実施されたい。

(4) 市立病院

① 高松診療所

高松診療所の現金取扱いについて、取扱いマニュアルの作成を検討されたい。

(5) 教育委員会

① 学校教育課

USB メモリーの必要性や適正な管理方法について、広く周知をしていただいたところであるが、一部の学校で、利用実態に対して多くの個数を保有されていることを認めた。主管課として情報セキュリティの観点から必要最小限の保有となるよう検討されたい。

② 教育センター

ア 飯田学園構想の推進に際し、主管課として各学園の取組、進捗状況や課題について、学園内の学校教職員の理解が高まるよう情報共有を図られたい。

イ 学習者用デジタル教科書の活用について、学校間で偏りがあることを認めた。小中学校を通じて、児童生徒が継続的に ICT を活用した学習に取り組むことができるよう、主管課として環境整備や指導体制の基盤を整え、学校間の活用状況の平準化を図られたい。

第7 監査結果に基づき講じた措置の報告（地方自治法第199条第14項の規定に基づくもの）

1 過去の監査結果について、措置を完了したと認めるもの

(1) 指摘事項

監査報告	講評	前年度監査後の措置状況
過去の監査結果について、措置を完了したと認めるもの（指摘事項）		
<p>令和4年度 監査報告書Ⅱ (財政援助団体等監査)</p>	<p>事業実績報告や委託料積算見積書において、飯田市社協本部経費（評議員会運営事業、人事給与システム保守など）や人件費の配分方法について、十分な理由と明確な積算根拠が確認できないものが複数あった。これらの本部経費の配分に当たっては、各事業への配分の要否を含め、事業の内容や事務量及び実際に配置される職員数や人件費などの客観的かつ合理的な基準に基づいて配分すること。また、主管課にあっては提出された実績報告書等の内容をよく精査すること。</p>	<p>令和5年度から、社協総務部門に係る経費については、各委託事業の人員数に応じて人件費と事務費等の一般経費を按分する方法に見直した。過去2年間の状況を踏まえ、令和7年度からは、総務部門の人件費については社会福祉協議会運営補助金として支出するよう見直した。</p> <p>総務部門の事務費等の一般経費については、引き続き、各委託事業の人員数に応じた割合で経費を按分しているが、令和5、6年度の実績、令和7年度の状況を見る中で、適宜見直しを行う。</p> <p>社協への委託事業については、市と社協の担当者間の連携を密にし、随時進行管理等を行い実績報告及び決算報告については複数の職員で内容を確認している。</p> <p style="text-align: right;">【福祉課】</p> <p>社協の総務部門に係る経費については、社協が定めた受託する事業ごとに人員数や事業費を按分する基準に従い見積書を作成することとしている。</p> <p>社協への委託事業については、市と社協の担当者間の連携を密にし、随時進捗管理を行い、実績及び決算報告については複数職員により内容を点検している。</p> <p style="text-align: right;">【長寿支援課】</p> <p>令和5年度以降、飯田市の受託金積算方法の変更を受けて、経費や人件費について介護保険事業収益が充当される部分と、社協独自財源や受託金・補助金が充当される法人運営及び地域福祉推進に係る部分を明確に区別している。また、これら共通経費への充当については、各事業所等が収益に応じた負担を財源とする一般社協運営費から必要額を充当するよう変更している。</p> <p style="text-align: right;">【飯田市社会福祉協議会】</p>

監査報告	講評	前年度監査後の措置状況
過去の監査結果について、措置を完了したと認めるもの（指摘事項）		
<p>令和4年度 監査報告書Ⅱ (財政援助団体等監査)</p>	<p>地域福祉コーディネーター設置事業において、令和3年度地域福祉コーディネーター事業仕様書（以下、「仕様書」という。）には、事業の経費として「地域福祉コーディネーター人件費及び事業に係る経費」とされているが、令和3年度地域福祉コーディネーター事業(委託)収支決算書（以下、「収支決算書という。」）では人件費と一般管理費（本部の労務管理職員人件費、人事給与システム保守）で支出されており、事業に係る経費が計上されていないことを認めた。飯田市社協は仕様書どおりに支出するとともに、地域福祉コーディネーター設置事業の実態を表示する収支決算書を作成すること。また、主管課である福祉課は委託先を指導・監督すること。</p>	<p>令和5年度から、地域福祉コーディネーター設置事業は統一した基準に基づき人件費と事業費を適正に計上するとともに仕様書の見直しを行った。</p> <p>市と社協の担当者間の連携を密にしている。毎月定例で開催されている地域福祉コーディネーター会議へ出席し、進捗状況を確認するなど随時進行管理を行っている。実績報告及び決算報告については複数の職員で内容を確認している。</p> <p style="text-align: right;">【福祉課】</p> <p>令和5年度以降、地域福祉コーディネーター設置に係る事業費は、地域福祉を推進する専門職の設置費用として、地域福祉コーディネーターの人件費と事務経費のみを計上するように変更した。また、地域福祉コーディネーターが実施する事業の見える化を図るため、事業に係る経費は実施する事業ごとに計上するよう変更している。</p> <p style="text-align: right;">【飯田市社会福祉協議会】</p>
<p>令和4年度 監査報告書Ⅱ (財政援助団体等監査)</p>	<p>地域包括支援センター運営業務委託において、委託金額の根拠となる令和3年度各地域包括支援センター市受託費に係る経費配分内訳書（以下、「内訳書」という）における人件費や事業費と、令和3年度収支予算書（各地域包括支援センター）における予算及び前年度決算見込額の人件費や事業費を比較したところ、それぞれの金額に大きな乖離が認められた。さらには、地域包括支援センター受託申請書の中で1名分の事務職員の積算数値の合計が1.2人となっているなどの矛盾があった。これらは委託金額の根拠となるもので（次頁に続く）</p>	<p>委託料算出に係る内訳書について、複数職員により予算額と決算見込み額の差を精査し、委託料見積書には予算編成の最終額を反映することとしている。また、同様に、職員数の積算に誤りのないよう、複数施設の受託申請書の縦覧点検を徹底している。</p> <p>決算報告後は、委託料との比較検討を複数職員により行い、増減理由の確認と委託料の妥当性の検証を行っている。</p> <p>委託事業の進捗については、毎月の定時報告及び地域包括支援センター管理者会における事業報告により確認している。</p> <p style="text-align: right;">【長寿支援課・飯田市社会福祉協議会】</p>

監査報告	講評	前年度監査後の措置状況
過去の監査結果について、措置を完了したと認めるもの（指摘事項）		
	あるので、事業の実態を踏まえて合理的かつ正確に積算すること。また、主管課である長寿支援課は、内訳書等の書類を精査したうえで委託金額を決定し、決算書が提出された段階で委託料の妥当性を検証すること。	
令和6年度 監査報告書Ⅲ (定期監査・後期)	キャッシュカードに暗証番号と思われる数字を示した付箋を貼付し、保管されていた。リスク防止のために適切な管理を行うこと。	指摘を受け、付箋を取り外した。 監査後の学芸会議において、指摘事項を職員に周知すると共に、今後のあり方を検討した。 結果として、伊那谷自然友の会の通帳、キャッシュカード及び現金は団体の会計に渡し、現在は準公金としての取扱及び保管を行っていない。 【美術博物館】
令和6年度 監査報告書Ⅲ (定期監査・後期)	会計事務の取扱いのある準公金の一部会計において、現金の長期保管を確認した。リスク回避のため、現金を預かった際は速やかに適切な会計処理をすること。	指摘を受け、現金は速やかに預金した。 監査後の学芸会議において、指摘事項を職員に周知すると共に、今後のあり方を検討した。 結果として、伊那谷自然友の会の通帳、キャッシュカード及び現金は団体の会計に渡し、現在は準公金としての取扱及び保管を行っていない。 【美術博物館】

(2) 指導事項

監査報告	講評	前年度監査後の措置状況
過去の監査結果について、措置を完了したと認めるもの（指導事項）		
令和5年度 監査報告書Ⅲ (定期監査・後期)	飯田市中山間地域振興事業補助金及び飯田市過疎地域定住補助金において、交付先の補助金の使途に関して管理監督が不十分であることを認めた。補助金の交付に際しては、補助金の目的に沿って正しく支出されているか、関連団体等のための経費にあてられていないか、 (次頁に続く)	補助金の使途について、実施する事業が要綱の目的に該当するか確認した上で申請していただき、不明な点があれば必ず担当まで相談いただくよう周知するとともに、監査で目的に沿った支出をされるよう指導されたことも周知している。 実施された各事業に対し、補助金が目的に沿って正しく支出されているか精査し、必要に応じて聞き取りを行っている。今後 (次頁に続く)

監査報告	講評	前年度監査後の措置状況
過去の監査結果について、措置を完了したと認めるもの（指導事項）		
	補助金が十分な効果をあげているか確認を行うこと。	も各種補助金の使途、効果等を確認し、適正な補助金交付事務を引き続き行っていく。 【結いターン移住定住推進課】
令和6年度 監査報告書Ⅲ (定期監査・後期)	各福祉企業センターにおいて、障害者虐待防止法に規定する虐待防止のための研修を実施するよう指導すること。	南信州自立支援協議会第1回権利擁護部会（6月20日（金））において開催された障がい者権利擁護研修会（テーマ：虐待防止法と支援者の役割・取り組みについて）へ各福祉企業センター所長6名が参加した。研修受講後は、虐待防止の推進に向けて、各所長から職員へ情報共有を図った。 【福祉課】
令和6年度 監査報告書Ⅲ (定期監査・後期)	一部の学校において、学年会計事務の支払い遅延を認めた。会計事務担当者等への教育の手法について、主管課において徹底すること。	支払い遅延が生じた学校、初めて飯田市の諸会計を扱う事務職員が在籍する学校を中心に、まずは、学年会計担当者を指導することが多い事務職員に会計処理に関する基礎知識や飯田市の手法、支払い遅延防止法を理解してもらうための学校訪問を学校教育課と共同学校事務室代表者で行った。また、共同学校事務室内で学年会計・給食費会計の帳簿等を交換してお互いに確認をしい、不備な部分は学年担当者への指導、修正等し、次回の確認日に再度共同学校事務室で確認を行った。これには学校教育課職員も同席し、確認作業、指導、相談を受けながら、学校が適正な事務処理ができるよう努めたほか、校長会、教頭会、事務職員会で信頼を損ねることになる支払い遅延は絶対に生じさせない指導を行うよう伝達を行った。 【学校教育課】
令和6年度 監査報告書Ⅲ (定期監査・後期)	県から納入される指定管理料について一定期間の調定手続きが遺漏していた。飯田市財務規則に則った適正な処理をすること。	調定手続きの未処理が発生しないよう、月次処理後に未調定の伝票が発生していないか複数職員で確認作業を実施している。 【生涯学習・スポーツ課】
令和6年度 監査報告書Ⅲ (定期監査・後期)	美術品の収蔵庫及び販売品の棚卸が十分に行われていなかったことを認めた。物品は常に効率的かつ有効に活用できるよ (次頁に続く)	複数の学芸員が速やかに収蔵品にアクセスできるよう、収蔵庫の各棚に番号を付け、備品シールを貼ることのできない収蔵品についてはシールの管理方法の改善を実施し (次頁に続く)

監査報告	講評	前年度監査後の措置状況
過去の監査結果について、措置を完了したと認めるもの（指導事項）		
	うに配置しなければならないとされており、飯田市財務規則第215条に沿った適切な管理をすること。	た。 販売品が他の物品と同じ倉庫に保管され、また、分散して保管している件につきましては、現状の施設では改善が難しく、新たな保管場所の確保等が必要と認識している。 【美術博物館】
令和6年度 監査報告書Ⅲ (定期監査・後期)	キャッシュレスシステム使用料の歳入事務処理において、調定手続きの遅延を認めた。飯田市財務規則に則り適正な処理をすること。	キャッシュレスシステム導入により新たに発生したデジタル推進課からの振替について、調定起票が必要であるといった認識がなかったことから、気が付くまでの間、遅延が発生した。 再発防止策として、信販会社からの振込に対する調定とデジタル推進課からの振替分の調定を、必ず同時に回送することにした。関連する起票をワンセットの業務として定着させることで担当者の起票忘れを防止すると共に、係長は入金内容と調定の数が一致するかを確認することとし、令和6年10月分以降に遅延はない。 【美術博物館】

(3) 検討要望事項

監査報告	講評	前年度監査後の措置状況
過去の監査結果について、措置を完了したと認めるもの（検討要望事項）		
令和5年度 監査報告書Ⅲ (定期監査・後期)	かみむら小水力株式会社への支援については、同社が独立した営利法人であることを尊重したうえで必要な内容とされたい。	かみむら小水力株式会社は市が出資しない独立した法人であることに鑑み、「飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例」による支援決定事項を適切に実行していく。 また、同社に対する飯田市再生可能エネルギー推進基金及び飯田市からの貸付については、適切に対応していく。 【ゼロカーボンシティ推進課】
令和5年度 監査報告書Ⅲ (定期監査・後期)	各学校に多くのUSBメモリーが保管されているが、利用実態に対して保有個数が多いことを認めた。情報セキュリティの観点からも保有個数の削減を検討されたい。	令和5年度末にも回収・処分を行ったが、監査結果を受け、再度所有数の確認、それらの必要性や適正な管理方法の見直しをするよう指示し、令和6年度末に2度目の回収・処分を行った。校長会、教頭会、事務職員会にて、今後も必要最低限の所有と適正な管理を (次頁に続く)

監査報告	講評	前年度監査後の措置状況
過去の監査結果について、措置を完了したと認めるもの（検討要望事項）		
		<p>継続するよう改めて伝達し、また、学校教育課職員による学校訪問時に現物確認や管理方法の確認を現地で行った。</p> <p style="text-align: right;">【学校教育課】</p>
<p>令和5年度 監査報告書Ⅲ (定期監査・後期)</p>	<p>飯田市新文化会館建設については、多くの市民が注目する事業であり、市民の声が反映された基本構想・基本計画が策定されるよう、計画的に取り組むとともに、候補地の選定に関しては引き続き透明性を確保しながら進められたい。</p>	<p>市民の声を反映した基本構想を実現するための検討を進めており、今後開催する会議において検討内容を示すとともに、会議はこれまでと同様に公開とし、検討内容と会議の過程について透明性を引き続き確保する。</p> <p style="text-align: right;">【新文化会館整備室】</p>
<p>令和5年度 監査報告書Ⅳ (行政監査)</p>	<p>農業課と農業委員会事務局の事務所の賃借料については農業課からみなみ信州農業協同組合へ支払っているが、同じ事務所に所在する農業振興センター及びNPO法人みどりの風はそれぞれ別人格であるにもかかわらず賃借料の負担がない状態であるため、賃借料の徴収についての考え方を整理されたい。</p>	<p>飯田市農業振興センター及びNPO法人みどりの風は、飯田市の農業振興に関する事業を行い地域の活性化や産業の振興に寄与することを目的とする団体である。JAみなみ信州は両団体の目的に賛同し組織に参加していることから、当該団体に対し賃借料を請求していない。</p> <p>農業課・農業委員会は、事務所内に事務局をおいている飯田市農業振興センター及びNPO法人みどりの風に対し賃借料を請求していないが、市とJAみなみ信州が平成30年に締結した賃貸借契約では譲渡転貸等は原則禁止とされている。</p> <p>(譲渡転貸等の禁止)</p> <p>第8条 借主は本物件を現状のまま使用し、貸主の文書による承諾を受けず他のものに使用させる、賃借権の譲渡転貸、あるいは構造又は造作加工等の変更、その他用法に違反する一切の行為をしてはならない。</p> <p>そこで、両団体の設立目的を踏まえ無償で使用させる旨、JAみなみ信州に申し入れ、10月9日付けで文書による承諾を得た。</p> <p style="text-align: right;">【農業課】</p>
<p>令和5年度 監査報告書Ⅳ (行政監査)</p>	<p>消防団交付金については、毎年多額の繰越金が発生しているため、今後のあり方を検討されたい。</p>	<p>交付金については、令和5年度から年度途中の執行状況のみで交付金額を確定するよう改めている。今後も、消防団活動の状況等を踏まえて、必要額を交付する。</p> <p style="text-align: right;">【危機管理課】</p>

監査報告	講評	前年度監査後の措置状況
過去の監査結果について、措置を完了したと認めるもの（検討要望事項）		
令和5年度 監査報告書Ⅳ (行政監査)	団本部・各分団が同水準の経理ができるよう、予算・決算書における支出科目の統一に関するガイドラインを設けるなど、主管課として管理・監督されたい。	令和7年4月の分団長会及び庶務部長会において、団本部及び各分団へ交付金の予算・決算書について、会計事務の手引きと併せ支出科目を統一した様式を示し、適正な管理に努めた。 【危機管理課】
令和5年度 監査報告書Ⅳ (行政監査)	飯田市消防団条例第12条では「団員の給与及び手当金は、交付金として毎年度予算の範囲内でこれを支給する。」とあるが、予算の範囲内における交付金の積算根拠を明確にして透明性を高められたい。	令和6年第4回定例会において、条例を一部改正し、令和6年度下半期分の報酬（年額報酬・出勤報酬）から団員個人への直接支給とした。また、令和7年度から分団運営費等の積算根拠等を明確にし、その内容を団本部及び各分団に示すことにより透明性を高めた。 【危機管理課】
令和6年度 監査報告書Ⅱ (財政援助団体等監査)	会員の加入促進のため様々な取り組みがなされていることを認めたが、年々加入事業所数及び会員数は減少している。新規会員の確保に向け、更なる取り組みを進められたい。	令和6年度末での会員数は、わずかではあるが5年ぶりに増加した。 令和7年度の加入促進に向けての取り組みは、昨年までの取り組みに加え、8月～10月の加入推進強化月間でのPRに注力した。未加入事業所向けのパンフレットの内容を刷新し給付や助成内容を分かりやすくし、ホームページで加入推進強化月間の特典内容の掲載、飯田市の広報誌への広告の掲載等を行った。 また、飯田商工会議所と連携し、会議所会員へのチラシの配布を実施するよう協議を進めている。 会員数の多い事業所の退会もある中で、加入推進強化月間中の新規加入事業所は昨年度よりも増加しており、全体として会員数を維持している。 【飯田勤労者共済会・産業振興課】
令和6年度 監査報告書Ⅲ (定期監査・後期)	信州大学の水の浄化に効果のある結晶材料「信大クリスタル」の技術を生かした浄水器の設置にあたっては、浄水技術が広く市民に伝わることを目的とした設置に努められたい。	アクアスポット swee の飯田下伊那地域の設置個所は現在6か所となっており、いずれも多くの方が訪れ、誰もが気軽に利用できる公共的な場所に設置している。 アクアスポット swee が信州大学の最先端技術を用いた浄水給水器であることを、使用していただく市民の皆さんに知ってもらうため、浄水に用いる信州大学が開発した結晶材 (次頁に続く)

監査報告	講評	前年度監査後の措置状況
過去の監査結果について、措置を完了したと認めるもの（検討要望事項）		
		<p>料「信大クリスタル」の特徴やその仕組みなどを記載した説明看板をすべての設置場所に併設して啓発に努めている。</p> <p style="text-align: right;">【大学誘致連携推進室】</p>
令和6年度 監査報告書Ⅲ (定期監査・後期)	<p>文書管理、電子決裁、財務会計の各システム導入に向けては、関連部署とともに万全な稼働に向け取り組まれない。</p>	<p>内部事務（文書管理、電子決裁、財務会計）システムの稼働に向けて関係部署（総務文書課、財政課、会計課）と協力しながらシステム導入後の事務手続の検討を含めた準備や、運用テストの各項目の評価を進めるとともに、一般職員だけでなく理事者を含めた管理職を対象とした操作研修を実施し、予定通り10月1日からシステムの運用を開始した。</p> <p>令和8年度予算執行における会計事務の電子化についても、支障なく運用開始ができるように準備を進めていく。</p> <p style="text-align: right;">【デジタル推進課】</p>
令和6年度 監査報告書Ⅲ (定期監査・後期)	<p>ふるさと納税の寄附総額が伸び悩んでいる一因として、寄附額に対する返礼品の金額の割合変更が考えられる。改めて返礼品の金額の割合について検討されたい。</p>	<p>食料品関係における返礼品金額の割合は、令和6年度当初22%に設定していた。このことが他の自治体と比較して、寄附者にとっては割高感があったため、令和6年度途中で24%へと見直しを実施した。令和6年度の実績を踏まえながら令和7年度は27%に設定し運用している。</p> <p style="text-align: right;">【広報ブランド推進課】</p>
令和6年度 監査報告書Ⅲ (定期監査・後期)	<p>エシカル消費に関する政策を遂行するうえでは、各部署の連携が重要であることから、庁内の取組全体を俯瞰できる部署が主管として取り仕切られるよう検討されたい。</p>	<p>エシカルは、環境保全、産業、福祉、教育など多様な分野に関連する取組である。行政としての主な取組は、消費に関する意識啓発や消費者教育など、かしこい消費行動を促すものであるため、消費者行政を所管する市民課が中心となり事案を進めてきた。市民課が幅広く市民啓発に取り組んでいるため、現時点では新たに主管部署を設けるよりも、既存の連携体制を基に関係部署との連携を強化し、相乗効果を生み出せる体制を構築していくことがより効果的であると考え。引き続き市民課にて庁内の取組を把握し連携する主体を担っていく。</p> <p style="text-align: right;">【市民課】</p>
令和6年度 監査報告書Ⅲ	<p>戸籍法の改正に向けた対応 (次頁に続く)</p>	<p>正規職員の長期休暇等もあり、内部での人 (次頁に続く)</p>

監査報告	講評	前年度監査後の措置状況
過去の監査結果について、措置を完了したと認めるもの（検討要望事項）		
(定期監査・後期)	を控えていることから、人的体制の構築に万全を期されたい。	員体制の強化は困難であると考え、繁忙になると想定される事務について、令和7年7月中旬の戸籍に記載する予定の振り仮名の通知発送時期に合わせて外部委託を行うことで、業務体制の補完を行い、通常業務に支障をきたすことなく、業務の安定した運営、着実な対応を図ることができている。 【市民課】
令和6年度 監査報告書Ⅲ (定期監査・後期)	霊園の管理について、使用者の死亡による承継者が不明になるケースが増加している。承継者の把握が明確になるようより具体的な方策を検討されたい。	現使用者に対しては、問い合わせ対応の中で積極的に承継手続及び改葬の案内をしている他、連絡が取れない使用者の聖地に看板を設置し、墓参者に連絡を促すよう取り組んでいる。その結果、令和7年度においては、管理料を複数年滞納していた使用者2件について、管理料の納付及び承継の手続の見込みができた。 【環境課】
令和6年度 監査報告書Ⅲ (定期監査・後期)	飯田市21世紀環境共生型モデル住宅(りんご並木のエコハウス)について、施設の設置目的を踏まえた今後のあり方について示されたい。	環境負荷の低い住宅の普及に向け、最新の技術や考え方を踏まえた展示資料の品質向上、SNS等による効果的な情報発信等、積極的な啓発を引き続き実施した。 また、飯田市立動物園等の周辺施設、「うごくる。」(環境文化都市づくりプラットフォーム)、エシカル消費担当等との連携をさらに強化し、りんご並木歩行者天国イベント等の機会を効果的に活用し、中心市街地の賑わい創出を実施した。 今後も、施設設置目的の実現に向けた、継続的な普及啓発の拠点として位置づけ、活動を推進していく。 【ゼロカーボンシティ推進課】
令和6年度 監査報告書Ⅲ (定期監査・後期)	個別避難計画を作成する課が複数あるが、主管課を定め主管課の指導のもと統一した個別避難計画となるよう検討されたい。	令和6年10月から、福祉課(危機管理課兼務)に個別避難計画作成の担当職員1名と会計年度任用職員1名を配置し体制を整えた。 個別避難計画の作成については、基本方針を定め、関係課各課(危機管理課、長寿支援課)や介護事業所などの関係機関と連携し、計画作成を進めている。 【福祉課】

監査報告	講評	前年度監査後の措置状況
過去の監査結果について、措置を完了したと認めるもの（検討要望事項）		
令和6年度 監査報告書Ⅲ (定期監査・後期)	病児保育事業について、飯田市外の住民の利用実態に照らして、他町村の負担割合のあり方を検討されたい。	<p>病児保育施設「おひさまはるる」における定住自立圏形成協定町村の負担金の改正について、事業に係るすべての経費に対して、年間利用可能者数で除す計算から当該年度実利用者数で除す計算へ令和8年度から適用するように変更を行った。</p> <p>(1)病児保育事業事務担当者会議を開催 令和7年2月、7月に開催し、負担金の計算方法の改正について協議。</p> <p>(2)町村負担金の計算方法の改正に伴う承認について 令和7年8月6日付け病児保育事業の利用実績に係る町村負担金について書面にて協議を行った結果、全ての町村において承認された。</p> <p>(3)9月12日南信州広域連合会議において、各町村負担金の改正について報告を行った。 【保育家庭課】</p>
令和6年度 監査報告書Ⅲ (定期監査・後期)	バイオマス発電に活用するために、森林資源を有効に生かす取組みを検討されたい。	<p>バイオマス発電への活用を含め、未利用材（林地残材）の搬出補助を行うことで、これまで活用されてこなかった森林資源を有効活用する取組みを進めている。</p> <p>当初は搬出間伐に限っていたものを獣害による被害木等の更新伐にも対象を広げてきた。また、令和6年12月より主伐・再造林に伴う搬出も対象にし、対象を拡大することで更なる活用拡大を図った。 【林務課】</p>
令和6年度 監査報告書Ⅲ (定期監査・後期)	道の駅遠山郷の再整備における指定管理者制度導入にあたっては、経営責任や事業計画を明確にし、基本協定書に明示されたい。	<p>指定管理候補者から提出された経営方針、事業計画書及び収支計画書に基づき選定の審査及び評価を行い、令和7年3月に市議会の議決により指定管理者が指定された。その後、経営方針等に基づき、市と指定管理者が相互に協力し、施設を適正かつ円滑に管理運営するための必要な事項について協議・検討を行い、令和7年7月1日に基本協定を締結した。また、令和7年度の事業計画及び収支計画についても十分な協議、検討を行ったうえで令和7年9月1日に年度協定を締結した。今後は、毎年度提出される実績報告書、 (次頁に続く)</p>

監査報告	講評	前年度監査後の措置状況
過去の監査結果について、措置を完了したと認めるもの（検討要望事項）		
		<p>事業計画書及び収支計画書について、その内容を十分精査し、指定管理者が安定した経営となるよう市としてその経営に関与するとともに指導・助言を行っていく。</p> <p style="text-align: right;">【遠山郷観光振興室】</p>
<p>令和6年度 監査報告書Ⅲ (定期監査・後期)</p>	<p>当初の予定期間が経過した、信州大学航空機システム共同研究講座の事業を検証されたい。</p>	<p>信州大学航空機システム共同研究講座は、平成29年度に開設された「航空機システム共同研究講座」を基盤とし、南信州・飯田サテライトキャンパスを拠点に、航空分野における人材育成と研究開発の2つの柱を中心に取り組みを推進してきた。本講座はコンソーシアムに参画する地域企業が中心となり、企業版ふるさと納税を活用して運営資金の9割以上を確保し、地域主導で多様な取り組みを展開してきた。</p> <p>人材育成では、大学院教育やJAXA連携大学院制度を活用した実践的な研究教育体制を確立し、これまでに35名の修了生を輩出、その多くが航空機関連産業や県内製造業に就職している。</p> <p>研究開発では、「航空機搭載用ミリ波レーダ技術(2021～2026)」、「航空機用ハイブリッドブレーキシステム(2018～2026)」、「航法アルゴリズム評価技術(2018～2026)」等のプロジェクトを推進している。さらに、本講座を契機として、国のReAMoプロジェクトが信州大学と共同で始動し、電動推進システムの環境試験技術の確立や国際標準化、数学モデルベース設計・認証技術の高度化に取り組んでいる。これらの取組は、試験手順の国際標準化などを通じて国内産業の競争力強化に資するものであり、地域発のモビリティ技術拠点として、今後高い成果を上げることが期待されている。</p> <p style="text-align: right;">【工業課】</p>
<p>令和6年度 監査報告書Ⅲ (定期監査・後期)</p>	<p>学校から児童・生徒に貸与しているタブレットの維持管理のルール化及びタブレットの日常的な管理については、万全を期すよう主管課として (次頁に続く)</p>	<p>学校から児童・生徒に貸与しているタブレットの維持管理のルール化及び日常的な管理については、次のように対応を進めている。</p> <p>(1)維持管理ルールの確認：日常における管理、端末持ち帰り申請、破損紛失申請、年度 (次頁に続く)</p>

監査報告	講評	前年度監査後の措置状況
過去の監査結果について、措置を完了したと認めるもの（検討要望事項）		
	指導されたい。	<p>未整備等の管理規定を見直しているところである。</p> <p>(2) 日常的な管理の確認: 児童・生徒の日々の使用については、共通項目として、使用目的、使用場面、使用方法を示し、各校では、児童生徒向けの具体的な使用ルールを決めて運用している。管理については、年度当初に行われる校長会、教頭会と ICT 中核教員連絡会を通じて、日常的なタブレットの点検・管理、故障や不具合があった場合の対応等指導をしてきている。</p> <p>今年度、端末更新を行っているので、合わせて、今一度、児童・生徒の安全・安心な利用を確保し、適切な維持管理を徹底していく。</p> <p style="text-align: right;">【教育センター】</p>
令和6年度 監査報告書IV (行政監査)	飯田市パワーアップ地域交付金については、「地域自治区における地域の課題を、地域自治区の住民の参加と協働によって解決し、もって特色を活かした魅力ある地域を形成、発展させていくこと」を目的とする交付金交付事業の原点に立ち返り事業を整理されたい。	<p>飯田市パワーアップ地域交付金の目的である「地域自治区における地域の課題を、地域自治区の住民の参加と協働によって解決し、もって特色を活かした魅力ある地域を形成、発展させていく」に沿った交付金の使途を整理するものとして、交付金交付要綱の一部改正を行った。要綱の改正において、交付金の申請及び事業報告時に、交付金の配分状況の報告を求めることとし、魅力ある地域活動に交付金をどう生かしていくのか、各地区の地域協議会等における審議を経て、その効果的な活用に取り組む。</p> <p style="text-align: right;">【地域自治振興課】</p>

2 過去の監査結果について、措置の継続を求めるもの

(1) 指摘事項

なし

(2) 指導事項

なし

(3) 検討要望事項

監査報告	講評	前年度監査後の措置状況
過去の監査結果について、措置の継続を求めるもの（検討要望事項）		
令和4年度 監査報告書Ⅲ (定期監査・後期)	<p>長寿支援課が管理する建物については、実際の利用実態に即した管理体制となるよう、過去の取得の経緯を踏まえて、他部署への移管も含めた今後の運営管理について検討された。</p>	<p>ご指摘の施設のうち所管替えに至ったのは令和3年度の「かさまつのさと」のみで、その後の進展がない状況が継続している。進展がないとは協議をしているということである。</p> <p>麻績の里については、利用実態を踏まえ教育委員会への所管替えが妥当として、これまでに学校教育課と公民館で協議するとの回答を得ていたが、動きがなかった。令和6年度より、長寿支援課から飯田市公民館に対し所管替えを打診しているところである。</p> <p>上村ふれあいセンターについては、上村コミュニティセンターと併せて、引き続き上村地区が今後の対応を協議している状況である。ふれあいセンターのうち屋内ゲートボール場については利用実態がないため廃止する可能性がある。地区の協議結果を踏まえ、方向を検討する。</p> <p>市の行財政改革本部会議では、利用実態に即さない事後保全施設全般について、令和6年度末までに施設の方向性を示すこととなっていた。上記施設を含む当課の所管施設について、利用者の関係部局に国の補助金との関係や、当課の所管に至った経緯を確認し、令和6年度は複数の集会施設について、取り壊し、地区への払下げといった方向性を示した。</p> <p>具体的に払い下げる方向として整理を進めている施設は次の4施設である。ふれあいの郷松ぼっくり講堂は、後述の令和6年度監査報告書Ⅲ（定期監査・後期）検討要望事項に対する説明経過のとおり。代田集会施設、丸山町2丁目老人集会施設については、令和7年度に用途廃止をした。多世代交流プラザについては、令和7年度末用途廃止に向けて進 (次頁に続く)</p>

監査報告	講評	前年度監査後の措置状況
過去の監査結果について、措置の継続を求めるもの（検討要望事項）		
		<p>めている。</p> <p style="text-align: right;">【長寿支援課】</p>
<p>令和6年度 監査報告書Ⅱ (財政援助団体等監査)</p>	<p>し尿汲み取り券の取り扱いについて、合理化に向けた取り組みを社内及び主管課において検討されたい。</p>	<p>現在のし尿汲み取り券の取り扱いにおいては、毎年度、販売店へ配布及び回収という作業が伴い、飯田清掃(株)においては負担となっている。同社からはし尿汲み取り業務を市から同社への委託とすることも提案されているが、その場合、市の業務が増えることから、市と同社が効率的に合理化する方法を検討する。</p> <p style="text-align: right;">【環境課・飯田清掃】</p>
<p>令和6年度 監査報告書Ⅱ (財政援助団体等監査)</p>	<p>下水道、合併浄化槽、し尿汲み取りのそれぞれについて、市民のし尿処理に関する費用負担の公平性のあり方について、現状分析をされたい。</p>	<p>令和7年度において、モデル的な世帯における管理費用の額の現状把握等を下水道課と協力して行う。</p> <p style="text-align: right;">【環境課】</p>
<p>令和6年度 監査報告書Ⅲ (定期監査・後期)</p>	<p>各部署において、業務手順を示したマニュアルが作成されていることを認めた。しかし、類似の業務内容でも、その記載内容は様々であり、標準化されていないことが窺えた。既存のマニュアルについて全庁的に整理及び内容の見直しを行い、標準化されるよう検討されたい。また標準化されたマニュアルについては、管理文書として管理できるよう体制の構築をされたい。</p>	<p>総務文書課においては、公文書の作成に必要なものとして、「文書事務の手引」をマニュアルとして運用しているところ、今般、内部事務システムの運用を開始するに際し、文書事務全般についての見直しが必要となっている。これに関しては、飯田市文書管理規程（昭和46年飯田市訓令第18号）の一部改正を行い、「文書管理システムの導入における基本方針」、「電子化マップ」等の策定をおこなったところ。今後は、同システムの運用の状況を勘案しつつ、更なる飯田市文書管理規程、文書事務の手引等の改廃を行っていく。</p> <p style="text-align: right;">【総務文書課】</p>
<p>令和6年度 監査報告書Ⅲ (定期監査・後期)</p>	<p>松尾第1児童クラブ及び松尾第2児童クラブが使用している飯田市ふれあいの郷松ぼっくりについては、両課で協議し施設利用の現状にふさわしい所管を明確にされたい。</p>	<p>学校教育課は、建築から約60年が経過した講堂について、安全性が担保できないとして所管替えに応じられない意向を示した。これを受け、長寿支援課は当該施設の今後について地域と協議を進めた。松尾地区では、利用者の安全確保を重視する一方で、施設の継続利用や文化財としての保存を望む声もあった。協議の結果、松尾まちづくり協議会は安全性を最優先すべきという結論に至った。今後は、地域との調整を継続しながら、新築部</p> <p style="text-align: right;">(次頁に続く)</p>

監査報告	講評	前年度監査後の措置状況
過去の監査結果について、措置の継続を求めるもの（検討要望事項）		
		<p>分について学校教育課への所管替えを進める方針である。</p> <p style="text-align: right;">【長寿支援課】</p> <p>学校教育課では、所管替えにあたり、講堂部分の安全性の確保及び松尾地区の講堂のあり方についての方向性の決定、また、施設の設置条例の改廃等により、放課後児童クラブの運営施設として占有利用できるようになることが必要と考えている。</p> <p>講堂の取り扱いについては、一定の方向性がでたので、新築部分の取り扱いについて、引き続き、長寿支援課との協議を進めていく。</p> <p style="text-align: right;">【学校教育課】</p>
令和6年度 監査報告書Ⅲ (定期監査・後期)	以前から続く養魚施設に係る土地賃借代の金銭授受の流れについては、合理的な方法に改められたい。	<p>南信濃地区にある養魚場は、旧南信濃村が整備した施設である。土地賃借代は現在の借主が施設管理を担うようになった平成3年度以来、土地所有者の希望で旧南信濃村役場が仲介して金銭の授受を行ってきた。</p> <p>令和7年度は土地の賃貸契約更新時期であるため、土地所有者と使用者に相対での金銭授受を提案したが合意を得るまでに至らず、協議を継続することを前提に従来通りの対応を行うこととした。</p> <p>今後も相対での金銭授受について関係者の理解を得られるように要請を続けていきたい。</p> <p style="text-align: right;">【農業課】</p>

3 令和7年度 監査報告書Ⅲ（定期監査・後期）

*次年度の定期監査(後期)時に措置後の成果や状況の回答を求める。

(1) 指摘事項

指摘事項	措置状況
<p>① 市ウェブサイトにて、「関係者限り」の表記があるリニア駅前広場整備に関する資料が掲載されていることを認めた。情報管理に万全を期すこと。</p>	<p>① リニア駅前広場プラットフォームの会議において関係者限りとしていた内容の資料が会議において参加者に確認され、公表できる資料となったため、後日、ウェブサイトに掲載し、情報提供を行った。</p> <p>しかしながら、資料中に記載していた関係者限りの表記を削除しないまま掲載したことから、非公開扱いの資料がウェブサイトに公開されていると指摘された。</p> <p>今回の事案は、ウェブサイトに掲載する際に十分な確認体制が取れていなかったことに起因するもので、今後の情報発信にあたっては事前に複数人による内容確認を徹底し、再発防止に努めていく。</p> <p>なお、ご指摘を受け関係者限りの記載を削除し、修正したものを改めてウェブサイトに掲載した。</p> <p style="text-align: right;">【リニア整備課】</p>

(2) 指導事項

指導事項	措置状況
<p>① 地域交流センター使用料の歳入事務処理において、調定手続きの遅延を認めた。飯田市財務規則に則り適正な処理をすること。</p>	<p>① 地域交流センター使用料は、利用申請に基づき、申請者へ使用許可証及び使用料の納付書を送付し、納付をいただいている。本件は、納付書を財務会計システムで作成する際、調定処理を経ずに納付書の作成を行ってしまったため、調定情報が登録されず歳入処理が適切に行われていなかったものである。今後は、必ず調定情報の登録を行ったうえでの納付書発行及び納付依頼を行うことを徹底し、飯田市財務規則に則った適正な処理を心掛けていく。</p> <p style="text-align: right;">【総務文書課】</p>
<p>② 過年度厚生年金保険料の歳入事務処理において、調定手続きの遅延を認めた。飯田市財務規則に則り適正な処理をすること。</p>	<p>② 今後は、被保険者負担分は歳入歳出外現金で歳入の処理（納付書作成）をし、事業主負担分は歳入で処理（調定通知書により決議、納付書作成）を行う。</p> <p>これらにより、飯田市財務規則第31条及 (次頁に続く)</p>

指導事項	措置状況
	<p>び第 32 条に則り、収入のあったときに調定通知書により決議を行う。</p> <p style="text-align: right;">【人事課】</p>
<p>③ 森林環境税還付清算金の歳入事務処理において、調定手続きの遅延を認めた。飯田市財務規則に則り適正な処理をすること。</p>	<p>③ 発生した原因は、会計知識の不足によるものと、複数人のチェック機能が整っていないためである。</p> <p>今後このような事態が発生しないように、係会等での財務処理の知識向上の継続、他に月一回の収入調の作成の際での確認事項の追加、人事異動で担当者が代わったとしても正確な処理ができるように、業務手順書に組み込む。</p> <p>日常業務の際に、不明な点があれば、職場内の職員同士が確認をし、根拠法令の確認も行う。</p> <p style="text-align: right;">【納税課】</p>
<p>④ 拠点施設の使用料の歳入事務処理において、調定手続きの遅延を認めた。飯田市財務規則に則り適正な処理をすること。</p>	<p>④ 当室所管の飯田市域学連携交流施設の使用料の調定手続きにおいて、飯田市財務規則第 34 条に規定する調定通知書の会計管理者への送付が遅れたことにより、調定手続きが遅延してしまった。今後はこのようなことが起こらないよう、調定通知書により決議を行った後に遅滞なく会計管理者へ送付するとともに、月末など定期的に収入金の状況の確認を行うなど、適切な管理に努める。</p> <p style="text-align: right;">【大学誘致連携推進室】</p>
<p>⑤ 企業版ふるさと納税の歳入事務処理において、調定手続きの遅延を認めた。飯田市財務規則に則り適正な処理をすること。</p>	<p>⑤ これまでの企業版ふるさと納税による寄附の場合は、寄附金の収入を確認後、調定伝票を起票していた。今事案は 9 月 29 日に市の収入となったものに対して、10 月 1 日に調定手続きを行っており、9 月末日現在の所属別科目別歳入一覧表には調定手続きが反映されないため、調定額に対して収入済額が多い状況となった。今後は企業版ふるさと納税の寄附申出書を受理した時点で調定手続きを行い、遅延の防止を徹底していく。</p> <p style="text-align: right;">【広報ブランド推進課】</p>
<p>⑥ 会計年度職員の報酬及び共済費について、支出負担行為決議がなされていないことを認めた。支出負担行為決議漏れが発生しない仕組みを構築すること。</p>	<p>⑥ 会計年度任用職員への報酬及び共済費は、財務会計システムでの運用上、企画課が毎月執行し、広報ブランド推進課により</p> <p style="text-align: right;">(次頁に続く)</p>

指導事項	措置状況
	<p>半年単位で振替処理を行っている。よって、4月～9月分の確定処理が10月になることから監査資料提出時点では支出負担行為決議額が発生していない。しかし、令和8年度からは新財務会計システムが運用され、広報ブランド推進課において、直接支払処理を行うため、支出負担行為決議漏れが発生しないこととなる。</p> <p style="text-align: right;">【広報ブランド推進課】</p>
<p>⑦ 汚泥中継タンク設置場所の借地料について、年度当初に支出負担行為決議がなされていないことを認めた。支出負担行為決議漏れが発生しない仕組みを構築すること。</p>	<p>⑦ 借地や長期継続契約等複数年の契約になっているものを一覧にし、年度当初に支出負担行為をすべきものをチェックリストで確認する。</p> <p style="text-align: right;">【環境課】</p>
<p>⑧ 地域子育て支援費負担金の歳入事務処理において、調定手続きの遅延を認めた。飯田市財務規則に則り適正な処理をすること。</p>	<p>⑧ 令和7年9月30日に子育て短期支援事業の申請があり、飯田市財務規則に則り調定等の事務処理を行ったが、行き違いがあり会計課が行う月次処理に間に合わなかった。</p> <p>今後は財務会計システムの機能にある「未調定一覧表」を活用し、調定伝票起票漏れがないかを確認のうえ、月末に起票したものについては、会計課と連絡を取り合い適切に処理できるようにする。</p> <p style="text-align: right;">【こども課】</p>
<p>⑨ 勤労者福祉センターの施設改修工事費について、支出負担行為決議がなされていないことを認めた。支出負担行為決議漏れが発生しない仕組みを構築すること。</p>	<p>⑨ 勤労者福祉センター関連の委託業務、工事請負等の契約は基本的には業者と紙面での契約を行ってきた。今回の工事は、入札から契約までを財政課契約係が行っていただき、また当該施設関連の契約としては初めての電子契約だったため手元に契約書が届かず、支出負担行為決議を失念する事態が発生してしまった。</p> <p>このため、今後は財政課での入札・契約の業務においても、電子契約の事前確認のメールが届いた時点で内容の確認とともに、スケジュールリングをすることにより確実に支出負担行為決議を行うような仕組みとする。</p> <p>また、今後も発生する単年度で完了する改修工事等についても、毎年行う委託業務 (次頁に続く)</p>

指導事項	措置状況
	<p>の契約と同様進捗状況を管理する表に組み込み、見積もり、契約、支払い等に支障がないように業務を進めることとする。</p> <p style="text-align: right;">【産業振興課】</p>
<p>⑩ 工業振興費寄附金の歳入事務処理において、調定手続きの遅延を認めた。飯田市財務規則に則り適正な処理をすること。</p>	<p>⑩ 当該寄附金については、調定に係るシステム上の処理自体は適切に完了していたが、会計課への関係書類の提出が行われていなかったことから、結果として調定手続きが完了したものとして整理されていない状況となっていた。</p> <p>本件については、監査講評を受け、速やかに関係書類を改めて整理のうえ会計課へ提出し、当該寄附金に係る歳入事務処理は適正に完了している。</p> <p>原因としては、会計課への提出を含めた一連の歳入事務をもって完了とする認識自体は担当内で共有されていたものの、システム処理完了後に当該手続きを確実に実施したかどうかを確認する体制が十分でなく、結果として書類提出が行われていなかった点にある。</p> <p>このため、再発防止策として、令和7年12月に工業課内で打ち合わせを行い、システム処理完了後は、会計課への関係書類提出までを含めて歳入事務が完了することを改めて確認するとともに、寄附金に係る事務フローを整理した。今後は、寄附金の歳入事務について、担当者が処理状況を整理したうえで、書類提出の有無や月初めにおける所属別科目別歳入一覧表での確認をするなど、複数名による確認体制を継続的に運用していく。</p> <p>これらの取組については、今後も担当者の異動等があった場合においても確実に引き継がれるよう、事務手順として明確化し、財務会計システムにより適正な歳入事務処理が継続して行われているかを定期的に確認することで、飯田市財務規則に則った内部統制の強化を図っていく。</p> <p style="text-align: right;">【工業課】</p>
<p>⑪ 高松診療所における医療費の現金取扱者に (次頁に続く)</p>	<p>⑪ 高松診療所における医療費の現金取扱に (次頁に続く)</p>

指導事項	措置状況
<p>ついて、法令等に則り現金取扱員の報告を行うこと。</p>	<p>ついては、これまで医療事務を委託していた業者が担当していたが、途中で委託を止めて当該担当者を職員化したことから、現金取扱員の報告が欠落していた。監査からの指摘後、すぐに報告をしている。今後は年度始めの人事異動時の報告はもとより途中での採用や異動時があった場合でも速やかに報告するよう徹底していく。</p> <p style="text-align: right;">【高松診療所】</p>
<p>⑫ 奨学資金貸付金の歳入事務処理において、調定手続きの遅延を認めた。飯田市財務規則に則り適正な処理をすること。</p>	<p>⑫ 奨学資金貸付金の歳入事務処理においては、システムにて調定を作成時、同時期に免除申請が届いたことを受けて、調定変更後に合わせて提出を行おうとしたが、後回しとなり、そのまま印刷、提出を失念していた。普段の歳入管理は、歳入予算差引簿で行っていたため、提出等を失念していたことに気付かなかった。</p> <p>また、毎月の会計課からの通知による注意喚起は、6月の月次帳票まで確認を行っていたが、その後確認を怠ってしまい発見が遅れた。</p> <p>監査資料作成の段階で未提出の状況を認めたため、直ちに提出等を行い、10月分の月次帳票から反映されていることを確認した。</p> <p>今後は、会計事務処理を途中で中断しないこと、複数職員による毎月の月次帳票による予算執行状況の確認に努めることを徹底し、飯田市財務規則に則った適正な処理を心掛けていく。</p> <p style="text-align: right;">【教育政策課】</p>

(3) 検討要望事項

検討要望事項	措置状況
<p>① コンプライアンスについて正しい知識を身につけられるようeラーニングシステムによるコンプライアンス研修を継続的に実施していることを認めた。職員の更なる受講率向上に努められたい。</p>	<p>① コンプライアンス研修については、正規職員、会計年度職員（一部勤務時間が短い職員等を除く）を対象とし、職場も出先職場を含めて研修を実施していることから職場環境、勤務時間に影響を受けにくいeラーニングシステムを活用し研修を実施している。事務職員以外の職員も対象とするため、</p> <p style="text-align: right;">(次頁に続く)</p>

検討要望事項	措置状況
	<p>8割程度の受講率になるが、研修期間の中間時には、その時点での所属ごとの受講率を示し所属長から未受講者に対し受講を促す取組を行うなど受講率の向上に努めている。引き続き研修の継続実施と研修実施の周知を図り受講率の向上に努めていく。</p> <p style="text-align: right;">【人事課】</p>
<p>② 「第2次飯田市職員の仕事と生活の調和の推進に関する事業主行動計画」において、「職員一人あたりの月間平均の時間外勤務時間」について、「毎年月間平均 12 時間を上回らない時間数」を目標値としているが、継続して達成されていないことを認めた。ワーク・ライフ・バランス実現に向けて特段の対策を講じられたい。</p>	<p>② 「職員一人あたりの月間平均の時間外勤務時間」が目標値を達成できていないことを踏まえ、次期計画となる「第3次飯田市職員の仕事と生活の調和の推進に関する事業主行動計画」においても、時間外勤務時間については取り組む項目として位置付けていく予定である。所属長とのヒアリング等を通じ実態の把握を行い、業務量に応じた適切な人員配置を検討していく。</p> <p style="text-align: right;">【人事課】</p>
<p>③ 地権者及び関係者との用地取得に伴う補償内容や補償額等の個別協議については、担当課のみならず担当部全体で協力し取り組みを進められたい。</p>	<p>③ リニア関連事業の用地取得に関しては、令和7年度で概ね完了する見込みであり、用地取得に伴う補償内容や補償額等の個別協議が必要な地権者及び関係者は減少するため、用地取得業務については現在の職員数で十分に対応が可能であると考えている。</p> <p>また、市が整備を行った代替地や土地開発公社の保有地の維持管理方法については業者委託等も選択肢として考え、職員の負担軽減を図ることを検討したい。</p> <p>リニア推進部では各課それぞれに課題を抱えており、部内で連携を取りながら業務を進めてきているが、今以上に部内各課横断的な協力体制を図って参りたい。</p> <p style="text-align: right;">【リニア用地課】</p>
<p>④ 大阪大学社会経済研究所と連携して進める行動経済学の知見を活かした実証事業について、目的とする域産域消を促す取り組みに生かされるよう委託先との連携を深められたい。</p>	<p>④ 年間を通じて安定供給が可能な2品目を対象に、購入データ分析とナッジ理論を用いたPOP等の実証事業を行っている。大阪大学社会経済研究所による学術的検証に加え、地元店舗と行政が情報共有を図り、専門的知見と現場の視点を反映させることで、消費者の行動変容を促す実効性の高い施策を継続的に推進していく。</p> <p style="text-align: right;">【産業振興課】</p>
<p>⑤ 熊出没に際しての緊急銃猟等を盛り込んだ (次頁に続く)</p>	<p>⑤ 対応マニュアルについては県作成のマニュアル (次頁に続く)</p>

検討要望事項	措置状況
<p>対応マニュアルについて、県作成のマニュアルを基に早急に整備されたい。また、マニュアルに沿って訓練を実施されたい。</p>	<p>アルを基に年度内の策定を目標に作成中である。</p> <p>訓練については県と合同で早期に実施するように要望している。</p> <p style="text-align: right;">【林務課】</p>
<p>⑥ 高松診療所の現金取扱いについて、取扱いマニュアルの作成を検討されたい。</p>	<p>⑥ 高松診療所の現金取扱いは、市立病院の外来での扱いと同様なことから、市立病院外来で運用しているものを基に取扱いマニュアルを早急に作成する。</p> <p style="text-align: right;">【高松診療所】</p>
<p>⑦ USBメモリーの必要性や適正な管理方法について、広く周知をしていただいたところであるが、一部の学校で、利用実態に対して多くの個数を保有されていることを認めた。主管課として情報セキュリティの観点から必要最小限の保有となるよう検討されたい。</p>	<p>⑦ これまで校長会、教頭会、事務職員会等での必要最低限数を保有すること、適正な管理をすることなど周知し、所有数調査を通じて必要数、現状把握、処分、更には学校訪問時に使用頻度が少ないと判断した学校には処分するよう直接伝達してきた。</p> <p>しかしながら、改善が図られない学校が見受けられることから、令和8年度より教職員数・学級数に応じ各学校の保有数を当課で決め、それ以上に所有したい場合は理由書を提出してもらおう措置を講じる予定である。2月に開催する校長会、教頭会、事務職員での事前周知、令和8年度当初同会議及び通知での周知をし、これまで当課が行ってきた管理方法、使用頻度確認に加え、当課が定めた保有数になっているか夏休み期間中に、現地確認を行う予定である。</p> <p style="text-align: right;">【学校教育課】</p>
<p>⑧ 飯田学園構想の推進に際し、主管課として各学園の取組、進捗状況や課題について、学園内の学校教職員の理解が高まるよう情報共有を図られたい。</p>	<p>⑧ 飯田学園構想の着実な推進には、各学園における取組の方向性や進捗状況、直面している課題について、現場を担う教職員一人ひとりが理解し、共通認識を持つことが不可欠であると認識している。これまでも各種会議等を通じて周知を図ってきたが、今後はより「伝わりやすさ」と「双方向性」を重視した情報共有に努めていく。</p> <p style="text-align: right;">【教育センター】</p>
<p>⑨ 学習者用デジタル教科書の活用について、学校間で偏りがあることを認めた。小中学校を通じて、児童生徒が継続的にICTを活用した学習に取り組むことができるよう、主管課として環境整備や指導体制の基盤を整え、学</p> <p style="text-align: right;">(次頁に続く)</p>	<p>⑨ 学習者用デジタル教科書については、文部科学省より、外国語・英語が市内全ての小学校5年生から中学校3年生に無償提供されている。また、普及促進事業の一環として、算数・数学が市内半数の小学校5年生か</p> <p style="text-align: right;">(次頁に続く)</p>

検討要望事項	措置状況
校間の活用状況の平準化を図りたい。	<p>ら中学校3年生に無償提供されている。学習者用デジタル教科書に限らず、ICTの活用については、学校間や学級間で差が生じている状況が見られることは、主管課として課題認識しているところである。児童生徒が円滑に学習に取り組めるようICT環境を整備するとともに、引き続き教職員に対する研修を実施し、どの学校においても効果的に活用されるよう指導及び支援していく。</p> <p style="text-align: right;">【教育センター】</p>